

# 規制改革実施計画 関連資料集

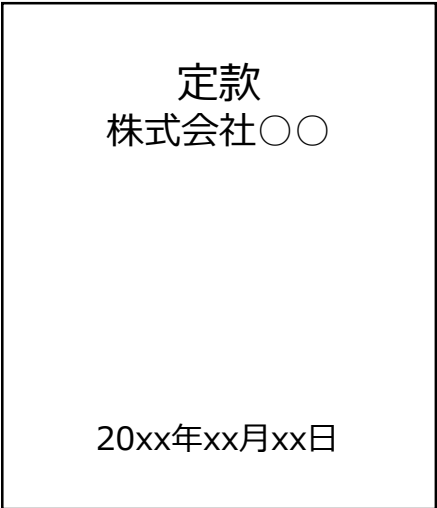
---

内閣府 規制改革推進室  
令和4年6月

# 1-1. 法人設立手続の迅速化・負担軽減

## 【現状と課題】

- 株式会社の設立時には、公証人による定款の認証が必要。定款認証は、Web会議システムの利用も可能ではあるが、公証人による面前で確認を受けることが必要。
- 経済界からは、定款認証は法人設立の遅延につながっているとの指摘があり、定款認証の必要性・実効性を疑問視する声もあった。
- また、公証人の面前での定款認証が、定款認証時の不正抑止やマネー・ロンダリング防止にどの程度効果があるのかについては定量的に把握されていない。公証人の面前での確認が行われなかった事例があるとの声もあった。



## 【今後の改革の方向性】

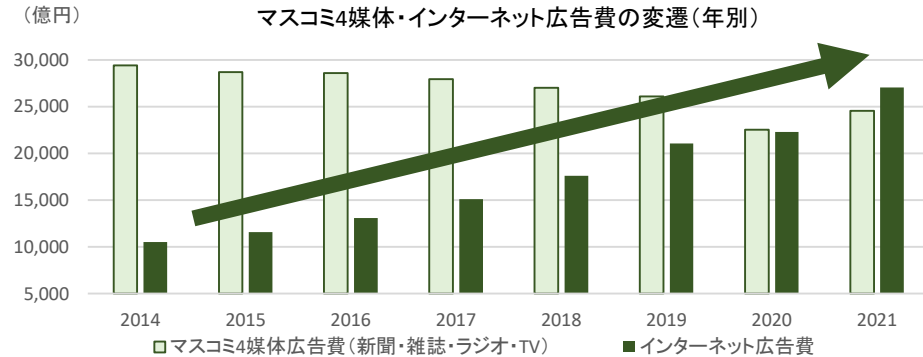
- 定款認証時の不正抑止の効果やマネー・ロンダリング防止の効果が定量的に把握されていないことを踏まえて、公証人や嘱託人を対象として、定款認証に係る公証実務に関する実態を把握するための調査を行った上で、当該結果を分析し、定款認証が果たすべき機能・役割について評価を加えるとともに、その結果に基づいて、定款認証の改善に向けて、デジタル完結・自動化原則などのデジタル原則を踏まえた上で、面前での確認の在り方の見直しを含め、起業家の負担を軽減する方策を検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。

**[実態調査については令和4年度、  
評価・検討・結論については令和5年度、  
必要な措置については遅くとも令和6年度]**

# 1-2. デジタル時代における放送制度の在り方について

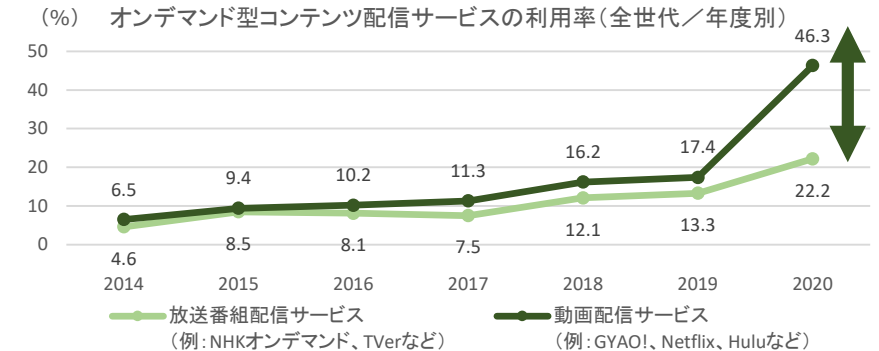
## 【現行制度上の課題：放送業界を取り巻く環境の変化】

- 人口減少、若者を中心としたTV離れ
- インターネット広告の急成長
  - 2021年にはインターネット広告費がマスコミ4媒体広告費を上回った



【出典】株式会社電通『日本の広告費』2014年～2021年より集計  
[https://www.dentsu.co.jp/knowledge/ad\\_cost/index.html](https://www.dentsu.co.jp/knowledge/ad_cost/index.html)

- 動画配信プラットフォーム等の台頭
  - オンデマンド型のコンテンツ配信サービスの利用状況においても、放送番組がその他の動画配信サービスに水をあけられている



【出典】総務省『情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査』より集計  
[https://www.soumu.go.jp/iicp/research/results/media\\_usage-time.html](https://www.soumu.go.jp/iicp/research/results/media_usage-time.html)

## 【今後の改革の方向性】

**多様かつ良質なコンテンツ制作に注力できる環境整備のため、  
 放送事業者の経営の自由度を高め、採り得る選択肢を増やす**

### <総務省>

- 放送ネットワークインフラの将来像の検討・実現 【①、②令和4年7月結論 ③令和6年度結論】
  - ① 放送設備の共有化、マスター設備の保有・運用形態の効率化等を検討。
  - ② コスト負担等の実現可能性、ガバナンスの整備を含めた具体的方策を前提に検討を行い、NHKと民間放送事業者との連携、適切な協力関係の構築も推進。
  - ③ 地上波TV放送の機能のブロードバンド等による代替については、技術実証を実施しつつ更に検討。
- デジタル時代に適した放送の在り方の実現 【令和4年7月結論・令和4年度措置】
  - ① マスメディア集中排除原則の見直し
  - ② 放送対象地域の見直し（地域情報の発信を確保するための仕組みの検討、フォローアップを含む）  
 ※地域情報の発信の確保のための仕組みの検討は、令和5年結論、結論後速やかに措置、措置後も継続的にフォローアップ。
- 通信における放送事業者の情報発信の推進 【令和4年度検討開始】 3

プラットフォーム連携やオンライン配信の推進に必要な制度・方策を含め、デジタル時代に適した放送の在り方の構築に向けた検討・措置。

# 1-3. デジタル時代におけるコンテンツの円滑な流通に向けた制度整備

**【現行制度上の課題：デジタル化によるコンテンツ流通環境の変化】**

- 制作・配信コストの低減により、**流通量が増大、質も多様化。**
- 円滑な利用許諾のための**手続の用意がない中、権利処理に要する取引コストの高さが利用の制約要因に。**

**コンテンツの利用円滑化と権利者への適切な対価還元の両立が課題**



**【今後の改革の方向性】**

**簡素で一元的な権利処理が可能となるような制度を  
デジタルで一元的に完結する形を目指して実現**

**<文化庁・内閣府・経済産業省・総務省・デジタル庁>**

- いわゆる**拡大集中許諾制度等**を基にした、**分野を横断する一元的な窓口組織による新しい権利処理の仕組みの実現。**
- **分野横断権利情報データベース（DB）構築の検討。**
- **集中管理の促進。**
- 現行の著作権者不明等の著作物に係る**裁定制度の改善**（手続の迅速化・簡素化）。
- UGC（いわゆる「アマチュア」クリエイターの創作物）等の**デジタルコンテンツの利用促進。**

**【令和4年度内に法案提出・措置】**  
※分野横断権利情報DBに係る検討は、一部令和5年内結論。

**<文化庁>**

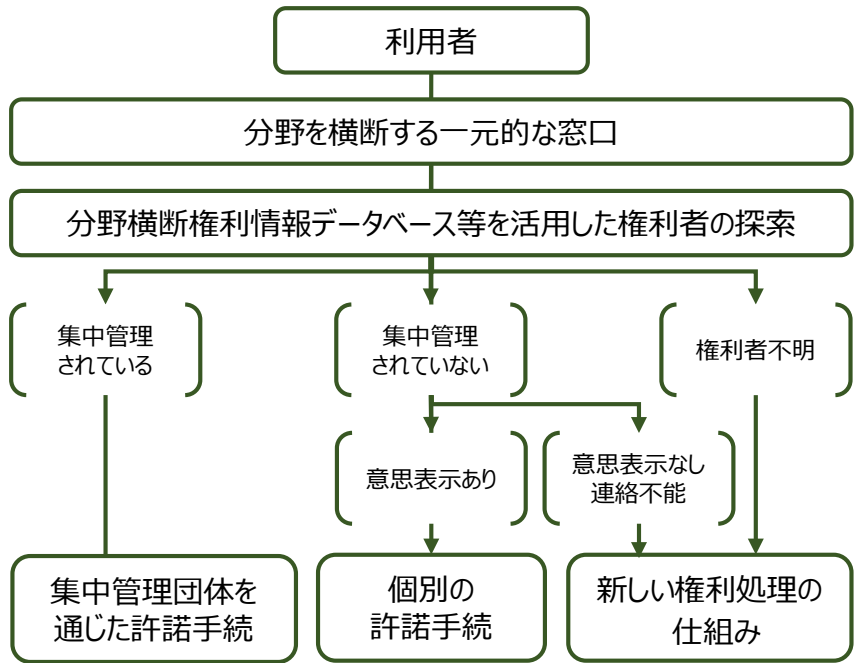
- 新しい権利処理の具体的な仕組みの検討。

**【令和4年内結論】**

**<総務省>**

- 通信関係事業者の協力体制・役割分担の枠組みの検討。

**【令和4年内結論】**



# 1-4. 建設業における技術者の資格要件の見直し

## 【現状と課題】

- 日本の建設業では、高齢化の進行により将来における担い手不足が懸念されており、特に地方部において、技術者の担い手確保・育成が課題。
- 建設現場の施工管理を行う主任技術者の資格を取得するには、技術検定を受検しない場合、指定学科の大学卒では3年、指定学科の高校卒では5年だが、それ以外の者は10年の実務経験が必要。
- 中小企業にとっては、卒業人数が限られている指定学科卒の人材を採用することは難しく、指定学科以外の卒業者に求められる10年の実務経験は長すぎるという声も。

### <建設業就業者の推移>

○建設業の就業者数は、685万人（H9）→498万人（H22）→492万人（R2）と、令和2年度は平成9年度よりも約32%の減少。

## 【今後の改革の方向性】

- 建設業の技術者となるための資格取得及び受検の要件について、当該要件が技術者として建設工事を適正に実施するために必要な知識及び能力を確認するために定められていることを踏まえ、資格取得や受検の要件として実務経験年数を設けることの必要性、学歴に応じて実務経験年数に差異を設けることの合理性、指定学科の範囲の在り方に関する検討を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行う。

**[令和4年上期結論、結論を得次第可能なものから速やかに措置]**

### <建設業就業者の高齢化の進行>

○建設業の就業者は、令和2年において、55歳以上が約36%、29歳以下が約12%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。

(出典：令和3年11月22日適正な施工確保のための技術者制度検討会（第2期）第1回検討会「参考資料1」を基に規制改革推進室作成)

# 1-5. 水道・下水道における技術者の資格要件の見直し

## 【現状と課題】

- 水道・下水道は、社会・産業インフラの根幹であり、少子高齢化が進む中、施設管理に携わる技術者の担い手育成・確保は、地方公共団体にとって大きな課題。
- 特に、膨大なインフラストックを今後どのように更新又は維持管理していくかは、上下水道事業者の喫緊の課題。

水道の現状	下水道の現状
①平成30年度の管路延長は約72万km（地球18周分）	①令和元年度末の管路延長は約48万km（地球12周分）
②法定耐用年数40年を超えた管路は12.7万km（17.6%）。現状、1年あたりの更新実績は約4.9万kmであるが、法定耐用年数を超えた管路を今後20年間で更新する場合、必要な更新延長は年度あたり約6千km	②標準耐用年数50年を経過した管路は、現在の2.2万km（約5%）から、2029年には7.6万km（約15%）、2039年には17万km（約35%）へ増加見込み
③水道事業に携わる職員数は、ピーク時（1980年代）から36%程度減少	③下水道担当職員数が減少しており、ピーク時（1997年度）と比べて4割減少

## 【今後の改革の方向性】

- 人口減少や過疎化が進んでいる地域を始めとした全国の下水道事業者に対し、資格者に関する現状や資格要件に関する意見等についてアンケート調査を実施し、資格取得に必要な学歴による実務経験年数の現行の差異が合理的であるか、また、既に資格要件の一つの選択肢として位置付けられている技術士以外の国家資格等を有効活用することで必要な実務経験年数を緩和することができないかどうか留意して検討を行い、その結果に基づいて速やかに必要な見直しを行う。

**[令和4年度中に調査結果を得て検討を進め、結論を得次第速やかに措置]**

- 全国の水道事業者に対し、資格者に関する現状や資格要件に関する意見等についてアンケート調査を実施し、水道における布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について、学歴に応じた実務経験年数の差異の根拠について、資格取得に必要な各種の実務経験年数が今日において合理的であるかという観点から検討を行い、遅くとも水道法改正のタイミングで必要な制度の見直しを行う。

**[令和4年度中に調査結果を得て検討を進め、遅くとも水道法改正に併せて措置]**

（出典：令和4年1月24日第1回スタートアップ・イノベーションWG「資料1」、令和3年9月「令和2年度下水道管路メンテナンス年報」、令和2年7月「人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会」報告書を基に規制改革推進室作成）



# 1-6. イノベーションや地域の課題に応えるラストワンマイル配送の実現

## 【現状と課題】

- 電子商取引（eコマース）の増加等を背景に、ラストワンマイル（消費者の手元に届くまでの最終区間）の配送需要が増大する一方、配送の担い手確保が大きな課題。
- ラストワンマイル配送の多くを担っている軽自動車を用いた貨物運送事業では、使用できる車両が軽トラック等の軽貨物車に限られ、軽乗用車の使用が認められていない。
- また、タクシー事業者が許可取得により、一定の過疎地域に限り、荷物の有償運送が可能となる現行制度（貨客混載）について、過疎地域の周縁部まで対象地域の拡大を望む声も存在する。

### <軽貨物運送事業について>

- 軽トラックを使用して、荷主の荷物を運送する事業。事業を始めるには運輸支局長等への届出が必要。
- 軽トラック1両から始めることが可能。ただし、乗用タイプの軽自動車は軽トラックに構造の変更が必要。

## 【今後の改革の方向性】

- 貨物軽自動車運送事業で使用できる車両が軽貨物車に限られている運用について、軽乗用車の使用を可能とする検討に着手し、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。
- 一定の過疎地域を対象に認められている、タクシー事業者等が貨物自動車運送事業法の許可の取得により荷物の有償運送を可能とする貨客混載の制度について、現行制度下ではカバーできない具体的なニーズ等について調査を行い、対応を検討し、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。

**[令和4年度検討開始・結論、結論を得次第速やかに措置]**

## （参考）現行の貨客混載の制度（H29～）

### 【乗合バス】



許可の取得により、350kg以上の荷物の配送が可能

※350kg未満の荷物は許可不要

### 【貸切バス】



許可の取得により、荷物の配送が可能

※過疎地域に限る

### 【タクシー】



許可の取得により、荷物の配送が可能

※過疎地域に限る

### 【トラック】



許可の取得により、旅客の輸送が可能

※過疎地域に限る